

産後ケア事業実施機関 各位

磐田市こども若者家庭センター長

磐田市産後ケア事業の実施について（お願い）

日ごろより、本市の母子保健行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、市民の方が契約機関以外で産後ケア事業を利用される場合、一度利用料の全額を自己負担していただきますが、市が定めた方法により、費用の一部、または全額を払い戻すことができます。つきましては、利用者の経済的負担の軽減及び適切な支援の実施のため、ご協力いただきますようお願い申し上げます。ご不明点等ございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

記

1 対象者

利用日に磐田市内に住所がある出産後1年未満の母親及びその乳児（自宅において養育が可能な乳児）であって、下記に該当する方

- ・令和7年4月1日以降に、磐田市が契約している施設以外で産後ケアを利用した方
- ・ケアを受ける前に利用申請をし、産後ケア事業利用承認決定通知書を受け取った方

2 磐田市産後ケア事業の内容

利用種別	利用種別の説明	支援内容
宿泊型	母子が施設に宿泊し、ケアを受ける。 1泊2日以上を基本とし、 必要な回数の食事を提供する。	・産婦の母体管理および生活や 栄養面の指導やケア ・産婦の乳房管理及びケア ・産婦に対する心理的なケア ・授乳、育児等の具体的な指導 及び助言 ・乳児の発育及び発達に関する 相談及び助言 ・その他市長が必要と認める 支援
通所型（1日）	母子が施設に通所し、ケアを受ける。 6時間程度の利用を基本とし、 1食以上の食事を提供する。	
通所型（半日）	母子が施設に通所し、ケアを受ける。 3時間以内の利用とし、 食事の提供をしない。	
訪問型	里帰り先の居宅への訪問により、 ケアを受ける。 3時間以内の利用とし、 食事の提供をしない。	

※利用時間・食事回数は目安となりますので、利用者と協議の上、実施をお願いします。
※上記内容に該当しない支援は助成の対象とならない場合があります。

3 実施方法

(1) 利用前の確認

利用者から、「産後ケア事業利用承認決定通知書」「産後ケア事業実施報告書」を受け取ってください。上記「磐田市産後ケア事業の内容」を参考に、利用者と支援内容の確認をお願いします。

(2) ケアの実施

安全に留意し、ケアの実施をお願いします。

(3) 利用後の処理

- ① 「産後ケア事業利用承認決定通知書」裏面の「利用管理表（施設記入）」及び「産後ケア事業実施報告書」をご記入いただき、2点を利用者へお渡しください。「産後ケア事業実施報告書」には、利用時間のご記入もお願いします。
- ② 費用の全額を利用者から徴収してください。
- ③ 領収証、診療明細書等を利用者へお渡しください。
※利用者が本市へ助成の申請をする際に必要となります。

4 留意点

- ・利用者に支援が必要と判断される場合や、至急報告すべき事案が発生した場合には、速やかに市に電話連絡をお願いします。
- ・産後ケア事業に要する費用につきましては、消費税は非課税扱いであることが消費税法で定められておりますので、利用料は非課税の額としてください。
- ・明細には、利用料に含まれない別途料金（オムツ代や個室利用料など）、多胎児加算などを必ず明記してください。

以上

【問合わせ先】

〒438-0077

磐田市国府台 57-7 総合健康福祉会館 (i プラザ)

こども若者家庭センター 子育てサポートグループ 産後ケア事業担当

TEL : 0538-37-2012 E-mail : ko-sodan@city.iwata.lg.jp